

福生市中央体育館「弓道場」利用における考え方

平成26年9月14日
福生市弓道連盟

1. 福生市弓道連盟 弓道場貸し切りの場合

福生市弓道連盟（以下 連盟という）が、弓道場の貸し切り申請を行った時間帯については、原則、連盟会員のみの利用とする。なお下記については、連盟会員とともに使用する場合、利用することが出来る。

- ・連盟が主催、共催する行事への参加
- ・近隣の弓友等が見学、体験稽古等を行う場合

2. 連盟以外の団体貸し切りの場合

連盟以外の団体が弓道場の貸し切り申請をする場合、申請前に連盟の確認を必要とする。

また使用時は連盟会員の同席を必要とする。

3. 連盟以外の個人利用の場合

連盟以外の個人が弓道場の利用をする場合、利用前に連盟の確認を必要とする。

また使用時は連盟会員の同席を必要とする。

4. 弓道具等（弓 矢 ゆがけ 弓道衣等）について

連盟会員以外の団体・個人が使用する弓道具等は、原則、各自持参のものを使用する。